

柏崎市農林水産業費補助金地域営農支援事業（U・Iターン者新規就農支援）
実施要領

1 目的

市長は、農業の担い手の確保と柏崎市への定住を促進するために、柏崎市外から柏崎市内に移住した就農者及び就農希望者の就農に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号。以下「規則」という。）及び新潟県柏崎市農林水産業費補助金等交付要綱（平成9年4月1日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

2 事業対象者

柏崎市内へのU・Iターン者で、転入してからおおむね3年以内に新規就農した者又は新規就農を計画している者

- (1) 「Uターン者」とは、過去に柏崎市に在住していた者で、転出し、再び柏崎市に転入した者をいう。
- (2) 「Iターン者」とは、柏崎市外在住者で、柏崎市に転入した者をいう。

3 事業内容

- (1) 補助率8/10以内。ただし、補助金年額30万円以内、3年間を限度とする。
- (2) 補助対象経費
新規就農に必要な次に掲げる経費
ア 農地購入費又は借地料
イ 農業用施設・機械購入費又は借上料
ウ 農業研修費（講師料を含む。）

4 採択条件

次の全てを満たしていること。

- (1) 柏崎市内へのU・Iターン者で、就農を目的に柏崎市内に1年以上居住する満18歳以上のもの
- (2) 就農開始から3年を目途に販売農家を目指すこと。ただし、当補助事業における販売農家とは、経営耕地面積が30a以上又は年間の農産物（農産物とは、穀物、園芸作物のほか、畜産物、きのこ類とする。）販売金額が50万円以上の農家をいう。

5 その他

- (1) 補助金等交付申請書には、住民票謄本を添付すること。
- (2) 農業研修費を補助事業の対象経費にする場合の補助金等交付申請書には、研修の受講を始めることが分かる証明書などを添付すること。
- (3) 補助事業者は、交付を受けた翌年度の4月30日までに、U・Iターン者新規就農支援営農状況報告書（以下「営農状況報告書」という。）を提出しなければならない。

- (4) 営農状況報告書には、「水田における作物生産実施計画書及び経営所得安定対策の交付金に係る営農計画書」(写し)及び「確定申告書」(写し)など、作付面積・農産物販売金額状況が分かる資料を添付すること。
- (5) 補助事業者は、就農開始から3年目に営農状況が上記4採択条件(2)に満たない場合は、営農状況報告書に改善目標を示し、目標達成に向けて取り組まなければならない。
- (6) 補助金交付決定の日から1年以内に転出した場合又は虚偽その他不正によって補助金の交付を受けたときは、直ちに補助金を返還しなければならない。

附 則

この実施要領は、平成30年 4月 1日から実施する。

U・Iターナー者新規就農支援 営農状況報告書

平成 年 月 日

柏崎市長 様

住所

補助事業者

氏名

印

平成 年度から補助を受けた、柏崎市農林水産業費補助金地域営農支援事業（U・Iターナー者新規就農支援）に係る営農状況を下記のとおり報告します。

記

1 就農年月日

2 就農場所

3 営農実績

作物名	1年目（平成 年度）		2年目（平成 年度）		3年目（平成 年度）	
	作付面積 （a）	販売金額 （円）	作付面積 （a）	販売金額 （円）	作付面積 （a）	販売金額 （円）
合計						

4 成果及び今後の目標（就農開始から3年目に経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額が50万円に達しなかった場合は改善目標を記入すること。）